関西電力株式会社大飯発電所第3号機の工事計画の届出についての確認結果

(電気事業法に基づく届出の概要)

1. 届出者及び届出年月日等

届出者: 関西電力株式会社 取締役社長

岩根 茂樹

届出年月日等:

平成29年6月26日 (関原発第113号)

平成29年7月18日(関原発第147号)一部補正

2. 発電所の名称及び位置

名称:大飯発電所

位置:福井県大飯郡おおい町大島

3. 発電所の出力及び周波数

出力: 4,410,000kW

第1号機: 1,175,000kW

第2号機: 1,175,000kW

第3号機: 1,180,000kW(今回届出分)

第4号機: 1,180,000kW

周波数:60Hz

4. 届出範囲

- (一) 原子力設備
 - 2 原子炉冷却系統設備
 - 11 原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置
 - 6 廃棄設備
 - 2 気体、液体又は固体廃棄物処理設備(1号機設備、1・2号機共用)
 - (2) ポンプ
 - (4) 容器
 - (8) ろ過装置
 - (10) 主配管
 - (12) 排風機
 - (14) 減容・固化設備
 - (15) 排気口
- 5. 工事の種類・内容

種類:発電設備の設置の工事以外の変更の工事

内容:原子炉冷却系統設備及び廃棄設備の改造

6. 届出理由

平成24年6月の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正 並びに関連規則の改正を踏まえ、重大事故等に対処するために必要な設備の工事に 伴い変更する。

(審査の概要)

1. 審查意見

電気事業法第48条第3項の規定の適用については、原子力規制委員会で確認すべき同項第1号に掲げる要件(同法第47条第3項第1号に掲げる要件(同法第39条第2項第1号に掲げる事項に係る部分であって原子炉等規制法第43条の3の14の技術上の基準に該当する部分に限る。))に対して、電気事業法第112条の3第1項の規定により、適合しているものとみなされる。

なお、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の9 第1項の認可の申請をした年月日を記載した書類については、平成29年8月15 日付け関原発第180号により一部補正されているが、当該補正が本届出に係るも のではないことを確認した。